

令和6年

第4回飯館村農業委員会定例総会
会議録

(令和6年4月19日)

飯館村農業委員会

令和6年第4回飯館村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和6年4月19日（金）					
招集場所	飯館村役場2階 第一・第二委員会室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和6年4月19日 午後1時30分		閉会 令和6年4月19日 午後2時50分			
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 7名 欠席委員 0名 ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	2番 鳴原新一			3番 原田直志		
職務出席者	事務局長 三瓶 真			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和6年第4回飯館村農業委員会定例総会
飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	議案第7号の1、第8号
2	木幡良勝	伊丹沢	議案第9号
3	伊東一治	関 沢	
4	濱名時夫	八木沢・芦原	議案第7号の2
5	郡 之雄	大 倉	
6	菅野和彦	佐 須	
7	佐藤隆男	飯樋町	
8	渡邊文夫	前田・八和木	欠席
9	三瓶政美	大久保・外内	
10	新妻幹男	蕨 平	議案第10号
11	林 吉安	白 石	議案第7号の4

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 7 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 8 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 9 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画
変更申請について
- 日程第 7 議案第 10 号
現況確認証明について

(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和6年第4回飯館村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) 皆さま改めましてこんにちは。外を見ると飯館村にも桜前線が到来し満開の時期を迎えようとしております。今日会場へ向かう途中にも、桜や山吹、畑に植えられている菜の花が綺麗に咲いており、いい季節を迎えたと思います。合わせて農作業も忙しい時期に入っていくものと思いますが、農家皆さんには頑張っていたきたいところです。後程全体会議の中で触れられると思いますが、新たな農業委員候補者が出そろい、6地区の担当委員が変更になる見込みのようです。新体制になっても頑張っていたきたいと思います。本日は8件程議事があるようですので、慎重審議の程よろしく願い申し上げます、簡単ではありますが、あいさつに代えさせていただきます。今日もご苦労様です。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は7名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、2番 鳴原新一 委員、
3番 原田直志 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定します。

○日程第4 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議 長) 続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。議案が5件あるため順番に進めます。
それでは議案第7号の1について事務局より概要説明をいたさせ
ます。

事務局) それでは、議案第7号の1について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)武田富彦が報告します。
4月9日に、譲受人所有の事務所において、譲受人及びご家族、
担当委員3名で聞き取り確認して参りました。ただ今事務局の方
からあったように、譲渡人の居所が遠方で管理ができないという
ことで、譲受人に農地を譲りたいと相談があったとのこと。譲
渡人にも電話で確認し、内容については間違いのないことを確認
しております。以上です。審議の程よろしく申し上げます。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:38~13:40)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第7号の1については、原案のとおり可決することにご異議
ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第7号の1は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして議案第7号の2について事務局より概要説明をいたさせ
ます。

事務局) それでは、議案第7号の2について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)濱名時夫が報告します。
4月10日、担当委員2名及び譲受人の3人で現場を確認して参
りました。譲渡人については、持病により立ち合いが難しい状況
でありました。内容に関しては、過去、申請人間で名義を変更し
ないまま田を交換して作付していた経過があり、今回譲受人の方
から、農地を管理実態に合わせて購入したい旨、譲渡人に伝えた

担当委員) ところ、譲渡人の体調の都合から、譲渡人の住宅から遠いところも含めてまとめて購入し管理してほしいと依頼があったため、本申請に至った、とのことでした。審議の程宜しく願いいたします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13 : 44 ~ 13 : 45)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第7号の2については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第7号の2は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして議案第7号の3について事務局より概要説明をいただきます。

事務局) それでは、議案第7号の3について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)中川喜昭が報告します。
現地確認としましては、4月11日に譲受人と担当委員2名、事務局2名の計5名で実施しました。譲渡人については、都合により出席ができませんでしたが、申請地については前々から売却する方向で考えていた旨を電話で確認しているところです。申請内容的には、説明ありましたように、申請地は、付近の譲受人所有の農地と合わせて一枚の畑となっている現状であります。以前から譲受人が相対で畑を借り、タバコ等を作付してきた経過があり、管理実態に合わせて農地を取得したいという譲受人のご意向もあって、今回の申請に至ったということであります。他内容については議案書ご覧の通りでございますので、審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13 : 50 ~ 13 : 51)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第7号の3については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第7号の3は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして議案第7号の4について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第7号の4について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)林吉安が報告します。

4月15日、16日に電話及び現地にて申請人から話を伺って参りました。伺った内容は申請書に記載ある通りと確認できました。併せて申請人からは、飯舘村内での農業経営が軌道に乗ってきたところであり、今後も真面目に取り組んでいくのでよろしくお願ひしたい、と伺って参りました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議13:56~13:58)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第7号の4については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第7号の4は原案のとおり可決いたします。

議 長) 続きまして議案第7号の5について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第7号の5について(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)西尾ツネが報告します。

4月6日に譲渡人の内1名と譲受人1名に電話にて確認しました。また、10日には、担当委員3名と譲受人で現地を確認して参りました。申請のあった筆を確認して参りましたが、現在は水稻を作付けしておらず、保全管理のみしている状態のようでした。また、付近の用排水路やU字溝の入れ方が悪いように見受けられました。共有地持分に関する申請という初めての案件であったため、色々

担当委員) 話を伺いましたところ、共有地である申請地の名義の一部が未相続であり、その持ち分を有する方が、また未相続のまま亡くなったことから、今回の細かい持分の方々の申請となったようです。今回聞き取りを行った方も、世代を遡ると大本の地権者の方に繋がっているようです。相続登記をしないままですと、手続きが大変になると感じました。譲受人からは、弁護士にお世話になりながらも、この申請に至るまで5年の歳月がかかったと伺いました。その他、ただ今事務局からの説明のとおりです。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:06~14:18)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第7号の5については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第7号の5は原案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、議案第8号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第8号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)武田富彦が報告します。
4月9日に担当委員2名、事務局1名及び被設定人1名と共に現地確認をして参りました。申請地については、具体的な場所を見たところ、事業を進めるうえではここを転用するしかない、と思われま。設定人から電話で確認しましたところ、貸すうえで問題はなく、全面的に協力したい、と伺いました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:24~14:29)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第8号については、原案のとおり認めることにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり認めることといたします。

○日程第6 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議 長) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について を議題といたします。

それでは議案第9号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第9号を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)木幡良勝 が報告します。

4月9日に担当委員2名、事務局1名及び申請人2名で現地にて話を伺って参りました。今程の説明通りで、昨年5月頃にも農業委員会の定例総会で取り扱われた案件であり、ため池の底層除去をするための進入路等を整備し、終了したら原状復旧する見込みでの事業でしたが、新たに同じ箇所でも補修工事が発生し、事業上では進入路等を継続して使用することによって、最初の転用事業を復旧を含めて2カ年に分けて行うと考えていただければよいのかなと思います。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 13:43~13:47)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第9号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決いたします。

○日程第7 議案第10号 現況確認申請について

議 長) 議案第10号 現況確認証明について を議題といたします。

それでは議案第3号について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第10号について(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)新妻幹男 が報告します。
3月26日に委員3名、事務局より2名、申請者の計6名立会の元現地を確認いたしました。以前からバックホーによる草刈り等の手入れはしてきたようです。申請者は年齢のこともあり管理が今後難しくなる、と申請をされたようですが、現状は支障木も伐伐根されている他、農地に保全管理作業が入った形跡もあるため、何とか頑張ってもらって、農地を維持していくような方法を考えられれば良いのではと感じながら立会して参りました。以上です。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:40~14:50)

議長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第10号については、調査所見があったとおり、農地と判断することにご異議ございませんか。
(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第10号は、現地は農地と判断することといたします。

○閉会の宣告

議長) 本日の議事は以上をもって、全て終了いたしました。
これで令和6年第4回飯館村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和6年4月19日

飯館村農業委員会	会長	<u>菅野啓一</u>
同	議事録署名委員 2番	<u>嶋原新一</u>
同	議事録署名委員 3番	<u>原田直志</u>